

●青梅市の美しい風景を育む条例

◆ 詳しくは、青梅市都市計画課
TEL.0428-22-1111(代表)まで問い合わせください。

この条例は、青梅市の美しい風景を育むことに関して必要な事項を定めることにより、優れた景観づくりを計画的に進め、誇りと愛着の持てる暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的としています。

青梅駅周辺景観形成地区、多摩川沿い景観形成地区および一般地区において該当する行為を行う場合には、市に届出が必要です。

※なお、東京都では景観法にもとづく景観計画として東京都景観計画を策定しています。青梅市は景観行政団体ではないため、一定規模以上の行為を行う場合等には、青梅市の美しい風景を育む条例にもとづく市への届出とは別に、景観法、東京都景観条例にもとづき、都知事への届出等が必要となります。東京都景観計画の詳細については東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課（TEL.03-5388-3265）へ問い合わせください。